

記入上の注意

施設型給付費等支給認定申請書は、次の点に注意し記入のうえ、かすみがうら市子育て支援課（施設を経由して提出する場合は当該施設）に提出してください。なお、2人以上の児童を同時に申請する場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

共通事項「個人番号」（申請児童や保護者、世帯員）について、番号が不明な場合は記入不要です。

1 「申請児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。

2 「保護者の住所・連絡先」（電話番号）の欄は、日中連絡のつきやすい順に記入し、○を付けてください。

3 「利用の希望」の欄は、該当するどちらかにチェック（）してください。

4 「保護者の状況」の欄について

「利用の希望」において「保育所等を希望（2・3号）」にチェックを付けた場合に記入します。

「続柄」の欄には、父・母や祖父・祖母、後見人など（保護者という。以下同じ。）となる方を記入してください。

「保育を必要とする理由」の欄は、児童を保育できない理由を下記5の表(1)～(6)に掲げる場合のいずれに該当するかを判断し、該当する全ての要件にチェック（）してください。

なお、下記5の表(1)～(6)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（災害復旧や虐待・DVのおそれがある、親のいない家庭など）は「その他」にチェック（）し、内容を記入して下さい。

5 保育の必要性の認定基準は、次に掲げるような場合です。

保育の必要性の認定基準
保育の必要性の認定を受ける場合は、保護者のいずれもが、次のいずれかの事情にある場合です。 集団生活に慣れさせたい・下の子の育児に手がかかるためなどの理由では、保育の必要性は認められません。
(1)就労 ・家庭外労働：保護者が家庭の外で仕事をするため、申請児童の保育ができない場合 ・家庭内労働：保護者が家庭の中で日常の家事以外の仕事をするため、申請児童の保育ができない場合
(2)妊娠・出産：保護者が出産の前後のため、申請児童の保育ができない場合 ※産前8週産後8週の期間入所
(3)疾病・障害：保護者が病気、負傷、心身に障害があるので、申請児童の保育ができない場合
(4)介護等：児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期療養が必要な病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者が普段その同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、申請児童の保育ができない場合
(5)就学：保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、申請児童の保育ができない場合
(6)求職活動：保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、申請児童の保育ができない場合
(その他) 災害復旧：火災や風水害、地震などで家屋喪失や破損したため、復旧の間、児童の保育ができない場合 虐待・DV：虐待・DVのおそれがある場合 など

6 「◎申請児童の情報・世帯の状況」について

「障害者手帳等の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳等（通所受給者証・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の有無について、該当するものをチェック（）してください。また、該当する場合は障害者手帳等のコピーを併せて提出してください。

「アレルギーや特記事項」の欄は、入所調整する際の参考となりますので、アレルギーのほか、持病や気になることなど、必要と思われる情報はもれなく記載してください。

「ひとり親世帯等の有無」・「生活保護の適用の有無」の欄は、利用者負担額を算定する際に必要ですので、該当する場合はもれなく記載してください。

「在宅障害児(者)のいる世帯」に該当する場合、障害者手帳等のコピーを併せて提出してください。

「申請児童以外の世帯員」の欄は、申請児童本人および祖父母を除き、申請児童の父母やきょうだい等全てについて記入してください。（欄が不足する場合、メモ用紙等に記入し添付してください。）

申請児童の保護者について、単身赴任等で別居している場合は「備考」の欄に記入して下さい。

「昨年(前年)の1月1日現在の住所」とは、申請日時点の前年の1月1日現在の住所になります。

「今年(今年)の1月1日現在の住所」とは、申請日時点と同年の1月1日現在の住所になります。

⇒「税情報等の提供に当たっての署名欄」をご確認ください。

7 「◎祖父母の状況」について

「氏名」「生年月日」「現在の状況」の欄は、もれなく記入してください。

離別・死別等の場合はチェック（）をし、氏名などの記入は不要です。

申請児童と同居の場合は、就労や無職など、該当するものにチェック（）してください。

別居の場合は、住所すべてを必ず記入してください。

(裏面)

- 8 「利用希望期間」の欄は、入所希望月を記入してください。
終了は、幼稚園等を希望の場合は「小学校就学前まで」、保育所等を希望の場合「小学校就学前まで」または「保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間」どちらかを記入してください。
- 9 「利用希望時間」および「利用希望曜日」について
「利用の希望」において「保育所等を希望（2・3号）」にチェックを付けた場合に記入します。
申請時点でののおおよその希望で構いませんので、記入してください。
- 10 「希望施設名」の欄は、希望する順に施設名を記入してください。
- 11 「希望する理由」の欄は、その施設を希望する理由（例：兄弟が利用しているため、自宅から距離が近いなど）を記入してください。
- 12 「保育必要量の希望」について
「利用の希望」において「保育所等を希望（2・3号）」にチェックを付けた場合に記入します。
「保育標準時間」「保育短時間」のどちらか希望する認定区分にチェック（）してください。
なお、両親のいずれかが「就労時間数が月120時間未満」又は「求職活動」の要件に該当する場合、原則として「保育短時間」認定のみとなります。
ただし、「就労時間数が月120時間未満で始業時間が早い・終業時間が遅い等により、保育標準時間認定を希望する」という場合は、理由欄にその理由を記入してください。
- 13 「兄弟同時に申込の場合」について
「利用の希望」において「保育所等を希望（2・3号）」にチェックを付けた場合、および申請児童が2人以上いる場合に記入します。
「同時期に同施設のみ希望」の場合、同じ施設に入所できない場合、全員保留となります。また、希望順位が下位の施設に内定することがあります。
「同時期に入所できれば別施設でも可」においての「同施設を希望」「希望順位を希望」については、下記の例をご確認ください。
⇒例) 兄：第1希望A保育園、第2希望B保育園 → 審査結果：A保育園不可、B保育園可能
弟：第1希望A保育園、第2希望B保育園 → 審査結果：A保育園可能、B保育園可能
「同施設を優先」の場合、兄と弟ともにB保育園に内定となります。
「希望順位を優先」の場合、兄はB保育園、弟はA保育園に内定となります。
「当児童を優先的に入所希望」の場合、他の申請児童は保留となることがあります。また、保留となった児童の保育方法についてチェック（）してください。保育方法が決まっていない場合は選択できません。
- 14 「税情報等の提供に当たっての署名欄」は、記載内容を確認のうえ、署名してください。
- 15 【添付書類】について
「利用の希望」において「保育所等を希望（2・3号）」にチェックを付けた場合にのみ必要です。
必要書類の詳細は、「保育施設利用のご案内（P.3）」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

かすみがうら市 保健福祉部
子育て支援課 保育担当
TEL：0299-59-2111（内線1172、1174）